

ケアハウス大慈 重要事項説明書
「指定特定施設入居者生活介護」
「指定介護予防特定施設入居者生活介護」

当施設は介護保険の指定を受けています。
(兵庫県指定 第 2875202778 号)

当事業所はご契約者（以下「ゲスト」という）に対して指定特定施設入居者生活介護サービス・指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当サービスの利用は、原則として要介護認定の結果「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。要介護認定をまだ受けていない方でもサービスの利用は可能です。

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 大慈厚生事業会
- (2) 法人所在地 神戸市中央区東川崎町6-2-6
- (3) 電話番号 078-671-0684
- (4) 代表者氏名 理事長 松井 尚子
- (5) 設立年月 昭和27年5月30日

2. 施設の概要

- (1) 建物の構造 鉄骨鉄筋コンクリート造 地上6階、地下1階
- (2) 建物の延べ床面積 6,304.16㎡
- (3) 施設の周辺環境 西神南駅から車にて5分ほどの距離に位置した閑静な住宅エリアに隣接した場所です。

3. ご利用施設

- (1) 施設の種類 指定特定施設・平成20年 7月 1日指定
兵庫県 2875202778号
- (2) 施設の目的 介護保険法令及び老人福祉法等関係法令に従い、ゲストがその有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的とします。
- (3) 施設の名称 ケアハウス大慈
- (4) 施設の所在地 神戸市西区榎谷町長谷83-6
(神戸市営地下鉄西神南駅より車にて約5分)
- (5) 電話番号 078-993-3965
- (6) 施設長 松井 年孝
- (7) 運営方針 「手から手へ忠恕をこめて」を理念に、個人を尊重したケアを行います。
- (8) 開設年月 平成20年 7月1日
- (9) 入居定員 100人

4. 施設利用対象者

- (1) 当施設に入居できるのは、原則として介護保険制度における要介護認定の結果、「要支援」「要介護」と認定された方が対象となります。

5. 居室の概要

(1) 居室等の概要

当施設では以下の居室・設備をご用意しています。入居される居室はユニット型で、全て1人部屋です。

居室・設備の種類	室数	備考
個室（1人部屋）	100室	洗面・トイレ・床暖房・クローゼット・ベッド 約21㎡
合計	100室	
ダイニングキッチン	10ユニット	冷蔵庫・食器洗浄器・食卓・テーブル・椅子
リビング	10ユニット	ソファ・テレビ・空気清浄機
浴室	10室	各フロア個浴槽、機械浴槽、中間浴槽 一般浴槽
美容室	1室	1階
レストラン喫茶	1室	1階 8:00～19:00
シアタールーム	1室	1階
機能回復訓練室	1室	1階

☆居室の変更：ゲストから居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設がその可否を決定します。また、ゲストの心身の状況により居室を変更する場合があります。その際には、ゲストやご家族等と協議のうえ決定するものとします。

6. 職員の配置状況

当施設では、ゲストに対して特定施設入居者生活介護サービス・介護予防特定施設入居者生活介護サービスを提供するために、体制として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算 2:1	指定基準 3:1
1. 施設長（管理者）	1名	1名
2. 生活相談員	1名	1名
3. 計画作成担当者	<u>1名</u>	1名
4. 介護職員	<u>52.7名</u>	34名
5. 看護職員	<u>3.3名</u>	3名
6. 機能訓練指導員	1名	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週37.5時間）で除した数です。

☆上記の配置状況は、**毎年度末に更新し書面にて提示させていただきます。**

<主な職種の勤務体制>

☆土日は異なることがあります。

職種	勤務体制
1. 相談員	9:00～17:30 1名
2. 介護職員	早出： 7:00～16:00 10名
	日勤： 9:00～18:00 8名
	遅出： 11:00～20:00 10名
	夜間： 17:00～翌9:00 5名
3. 看護職員	日勤： 9:00～17:30 3名
4. 機能訓練指導員	9:00～ 17:30 1名

〈配置職員の職種〉

生活相談員…ゲストの日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。

**計画作成
担当者**…ゲストの日常生活上における特定施設サービス計画の作成やそのための調査を行い、その後の変更等の対応をします。

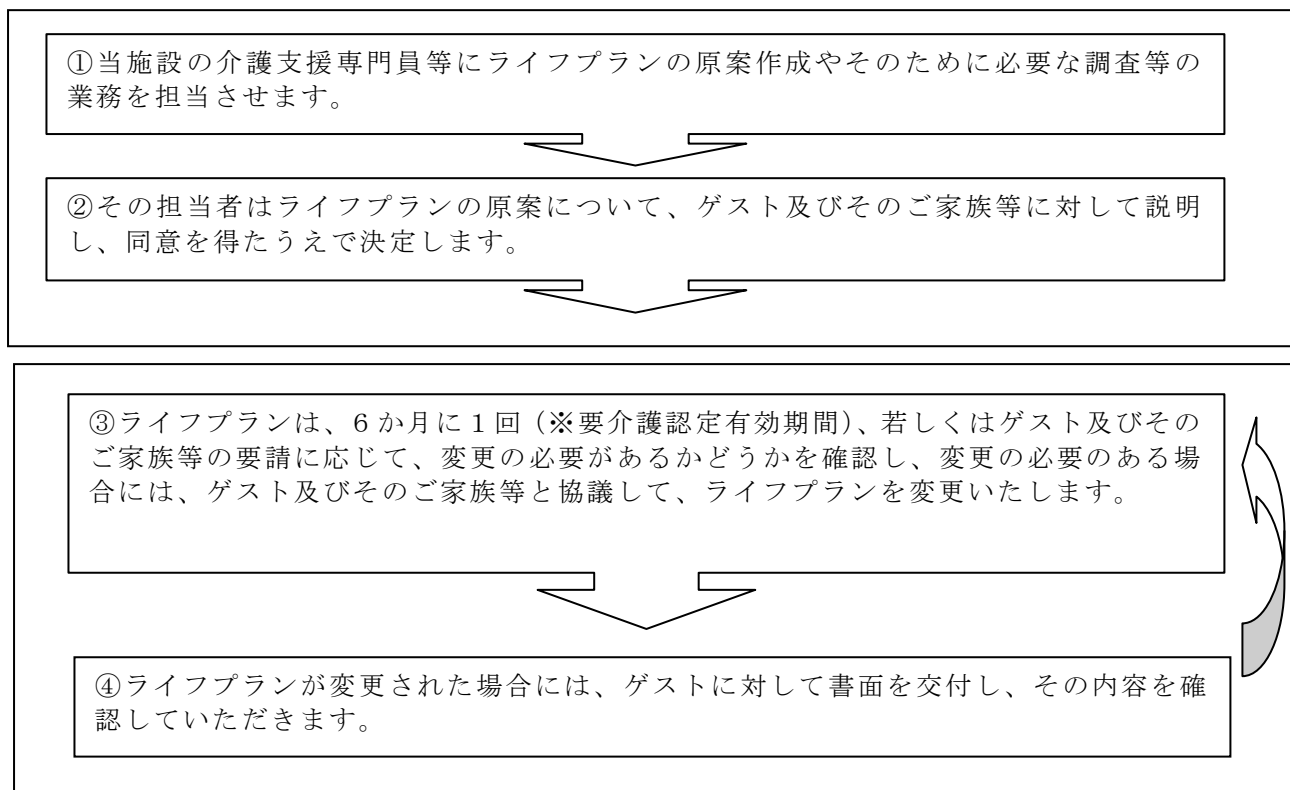
介護職員…ゲストの日常生活上のサポートを行ないます。また健康保持のための相談・助言等を行ないます。

看護職員…主にゲストの健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上のサポート、介助等も行います。

機能訓練指導員…ゲストの機能訓練を担当します。

7. 契約締結からサービス提供までの流れ

ゲストに対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入居後作成する「特定施設サービス計画」、「介護予防特定施設サービス計画」（以下ライフプラン）に定めます。ライフプランの作成及びその変更は次の通り行います。



8. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ゲストに対して以下のサービスを提供します。

当施設が提供するサービスについて、

- (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
- (2) 利用料金の全額をゲストに負担いただく場合

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス

以下のサービスについては、利用料金の大部分が介護保険から給付されます。

<サービスの概要>

①入浴

- ・入浴又は清拭を週2回以上行います。

②排泄

- ・排泄の自立を促すため、ゲストの身体能力を最大限活用した援助を行います。

③機能訓練

- ・機能訓練指導員により、ゲストの心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

個別に機能訓練を受けた場合は、リハビリ内容により介護保険、または医療保険どちらかの適用となります。

④健康管理

- ・看護職員が、健康管理を行います。

⑤その他自立への支援

- ・ゲストの自立を目指し、ベッドや居室内ではなくリビングにて食事をとっていただくことを原則としています。
- ・寝たきり防止のため、できるかぎりベッドで過ごす時間が短くなるように配慮します。
- ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
- ・清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行なわれるよう援助します。
- ・シーツ等の交換は週1回・その他適宜行います。

<介護サービス利用料金(1日当り)>

下記の料金表によって、ゲストの要介護度に応じたサービス利用料金から介護保険給付費額を除いた金額(自己負担額)をお支払い下さい。(上記サービスの利用料金は、ゲストの要介護度に応じて異なります。)

サービス利用料金表

1. 介護費 (1日当り)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1. ゲストの要介護区分とサービス利用料金	<u>179</u> ×10.54 =1,886円	<u>308</u> ×10.54 =3,246円	<u>533+10</u> ×10.54 =5,723円	<u>597+10</u> — ×10.54 =6,397円	<u>666+10</u> ×10.54 =7,125円	<u>730+10</u> ×10.54 =7,799円	<u>798+10</u> ×10.54 =8,516円
2. うち、介護保険から給付される金額	<u>1,697円</u>	<u>2,921円</u>	<u>5,150円</u>	<u>5,757円</u>	<u>6,412円</u>	<u>7,019円</u>	<u>7,664円</u>
3. サービス利用に係る自己負担額(1-2)	<u>189円</u>	<u>325円</u>	<u>573円</u>	<u>640円</u>	<u>713円</u>	<u>780円</u>	<u>852円</u>

☆要介護認定1以上の方は夜間看護体制加算(夜間看護師と連絡を取れる体制をとっていること)

1日10単位が含まれます。

☆リハビリを受けた場合には個別機能訓練加算として1日12単位、在籍日数分の加算となります。

☆ご本人またはご家族に同意を得た上で、主治医に対し毎月情報提供をした場合、医療機関連携加算とし

て1か月80単位の加算となります。

☆サービス提供強化加算

1) 介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上の場合は1日12単位、介護福祉士の占める割合が100分の60以上の場合は1日18単位加算されます。

2) 看護・介護職員の総数のうち、常勤職員の占める割合が100分の75以上の場合は1日6単位加算されます。

3) 特定施設入所者生活介護を入居者に直接提供する職員の総数のうち勤続年数3年以上の者の占める割合が100分の30以上の場合は1日6単位加算されます。

上記の加算については、1) 2) 3) のいずれかになります。

☆介護職員処遇改善加算

介護職員の処遇改善の為の加算として、総単位数に6、1%を加えた単位数となります。

☆＜終末期ケア＞

ご本人の状態が明らかに老衰による機能の低下が出現した場合、ご本人、ご家族のご意思により、積極的な延命治療はせず、施設で終末期ケアをご希望された場合、これに対応します。

看取り介護加算	死亡日以前4～30日	<u>144</u> 単位/日
	死亡日前日及び前々日	680単位/日
	死亡日	1280単位/日

※加算については単位数で表記してあります。神戸市は1単位10,54円で計算されています。

☆ゲストがまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額を一旦お支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ゲストが保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護度に変更があった場合、ゲストの負担額は変更となります。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担を変更します。

その際は、変更同意書を取り交わすことで、再契約したとみなす事が出来るものとします。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がゲストの負担となります。

＜サービスの概要と利用料金＞

サービス利用料金表

2. 居住に要する費用・生活費・サービス提供に要する費用 (1ヶ月当り)

居住に要する費用	57,500 円	家賃に相当する費用です。(分割払い方式の場合の月額です。)
生活費	44,810 円	食事費用や生活にかかる費用です。
サービス提供に要する費用	24,700 円	施設維持、職員費用です。
合計	127,010 円	

☆食費の内訳は、食材料費が朝 160 円、昼 280 円、夕 280 円と調理加工費が1日 680 円です。

1食の欠食の場合は食材料費のみ、1日欠食の場合は食材料費・調理加工費共差し引きます。

なお、欠食の連絡は前日の午前9時までをお願いいたします。

3. 独自の介護費

当施設では「介護型」で要介護状態のゲストに安心して生活していただけるように特定施設入居者生活介護の基準職員である3対1の配置（利用定員3人に対し1人の職員）をした上で、全室個室を考慮して法定基準より手厚い2対1の介護体制としています。そこで、この介護体制完備に必要な職員配置に対するゲストのご負担金としてお支払いいただきます。

入退居時・月途中の入院時は、日割り計算を行います。外泊時の日割り計算は行いません。

各要介護度共通 90,000円（1ヶ月）

① 理髪・美容

施設内に美容室があり、理髪・美容サービス（調髪、顔剃、洗髪、パーマ等）をご利用いただけます。

カット3,500円など

② 行事（レクリエーション、クラブ活動など）

ゲストの希望によりレクリエーションやクラブ活動などに参加していただくことができます。

利用料金：材料費等の実費をいただきます。

③ 複写物の交付

ゲストは、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。

1枚につき 10円

④ 日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品（衣服、歯ブラシ、おむつ等）の購入代金等ゲストの日常生活に要する費用でゲストに負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費を負担いただきます。

⑤ 貴重品の管理

ゲストの希望により、貴重品管理サービスをご利用いただけます。詳細については、次のとおりです。

（1）管理する金銭の形態・・・金融機関に預け入れている預金

（2）お預かりするもの・・・上記預金通帳、金融機関に届けた印鑑、年金証書、介護保険証、健康保険証、医療受給者証、診察券

（3）保管管理者・・・施設長

（4）出納方法・・・手続きの概要は以下のとおりです。

・保管管理者は、個人別の領収書綴りと出納記録を作成します。

・預金の預け入れ、及び引き出しが必要な場合、事務職員が備え付けの届け出を発行し、保管管理者へ提出、検印後預け入れ及び引き出しを行います。

・原則、保管管理者は出入金の都度、出納帳に記録し、身元保証人に確認します。

・預かり通帳残高については、ご自由に閲覧していただけます。

（5）利用料金・・・1ヶ月当り2,100円

⑥ 移送にかかる費用

個人的なことでの移送に関しましては原則、ゲストのご負担をお願いいたします。

病院・お買い物等、施設の車でのご付き添いに関しましては、5km未満まで無料とし、5km以上10km未満については1,000円、10km以上については1km増す毎に100円をご負担いただきます。上記につきましては、1か月の移送距離を合計して、ご請求させていただきます。（例えば、4kmの移送をその月に2回利用された場合は、合計が8kmとなり1000円をご請求させていただきます。）

なお、移送とともに30分につき500円の付き添い費をご負担いただきます。

⑦ 買い物代行に関わる費用

個人的な買物を職員に依頼される場合は、買い物代行費用として1回につき500円をご負担いただきます。

⑧ 寝具に関わる費用

マットレス、ベッドパット、シーツ、掛け布団、掛け布団カバー、枕、枕カバーはリースにて提供いたしますが、費用の請求は行いません。

お好みで毛布やタオルケット等をお持込みいただけますが、洗濯代は別途実費となります。

⑨ お部屋でご使用になった電気の費用

お部屋での電気製品のご使用にかかる費用は、実費負担となります。

⑩洗濯に関わる費用

業者委託（ネットで丸洗い、乾燥）する場合は、月額5,800円（月水金の集配）となります。

ご自身で洗濯される場合は、料金は発生いたしません、全ての工程をご本人に行っていただきます。

ご家族が持ち帰られる場合も、料金は発生いたしません。

但し、洗剤、柔軟剤等は個人購入していただきます。

☆経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う前にご説明します。

5. その他

<お部屋の取り置きについて>

入院等による不在時には、**居住に要する費用、サービス提供に要する費用**をお支払い頂く事で最長90日間のお部屋の取り置きが可能です。

介護給付費1割負担分・加算費用の請求はありません。

退居に関しましては、ご本人不在であってもお荷物があるという場合においては**居住に要する費用・サービス提供に要する費用**が発生してまいります。お荷物がなくなった日を解約日とさせていただきます。

<一時外泊>

原則として月に連続7日を限度とし、ケアハウス大慈外での宿泊をすることができます。この場合、契約者は外泊開始の2日前までに事業所に届け出るものとします。但し、緊急やむを得ない場合はこの届け出の限りではありません。

不在時には、生活費のみ、日割り計算額をいただきます。

<サービス提供に要する費用の減免>

神戸市の定める基準に従い、ゲストの収入に応じた**サービス提供に要する費用**の減免を受ける事ができます。**サービス提供に要する費用**の減免を希望される場合、契約締結時及びそれ以降は年1回、ゲストの収入等に関する資料を以下の期日までに提出し、**サービス提供に要する費用**の減額を申請します。

(1) 契約締結時においては、入居月

(2) 契約締結以降においては、毎年6月末まで

具体的な**サービス提供に要する費用**の減免基準については別紙をご参照下さい。

(3) 利用料金のお支払い方法

前記(1)、(2)の料金・費用は、1か月ごとに計算しご請求します。(1か月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。)

ア. 口座振替 (翌月27日にご指定の金融機関より引き落とし) イ. 振込みによる支払 ウ. 窓口での現金支払

※尚イ、ウに関しましては翌月20日までにお支払い下さい。

(4) 入居中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ゲストの希望により、下記協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。(但し、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務付けるものでもありません。)

①協力医療機関

医療機関の名称 所在地 診療科	偕生病院 神戸市西区持子3丁目2番地の2 内科・整形外科・外科・リハビリテーション科他
医療機関の名称 所在地 診療科	みどり病院 神戸市西区枝吉1丁目16番地 内科・整形外科・外科・呼吸器内科他
医療機関の名称 所在地 診療科	平山歯科 神戸市北区北五葉4-11-17 歯科

<受診の付添について>

原則、ご家族の付き添いをお願いいたします。受診の必要性があれば、ご家族へ相談させていただきますが、急な発熱や腹痛、不慮の事故等、緊急に受診・治療が必要な場合は病院搬送を優先し、ご家族への連絡が後になることもあります。

搬送やスタッフの送迎により、救急搬送の場合、ご家族に連絡の上、病院までお越し頂き、スタッフと交代とさせていただきます。ご入院された後の病院との連絡はご家族にお願いすることになります。

9. 苦情の受付について

(1) 当施設における苦情の受付

当施設におけるご相談や苦情は以下の専用窓口で受け付けます。

○ 苦情受付窓口 (担当者)

副施設長・生活相談員・計画作成担当者

受付時間 毎週 月曜日 ~ 金曜日
9:00 ~ 17:00
電 話 078-993-3965

○ 苦情解決責任者 施設長 松井 年孝

- 第三者委員 堅正法律事務所 弁護士 堅正憲一郎
 電話 078-341-3951
 大慈厚生事業会 監事 安原 武志
 電話 078-681-3831
 大慈厚生事業会 監事 新村 杜美子
 078-521-5478

※第三者委員は、苦情解決を円滑に図るために双方への助言や話し合いへの立合い等をいたします。また、直接苦情を受け付けることが出来ますし、苦情受付ボックスを設置しています。

(2) 行政機関その他苦情受付機関

神戸市役所 保健福祉局 介護指導課	所在地 神戸市中央区加納町6-5-1 電話番号 (078) 322-6326 FAX (078) 322-6762 受付時間 平日 8時45分～12時、13時～17時30分
国民健康保険団体連合会	所在地 神戸市中央区三宮町1丁目9番1-1801 電話番号 (078) 332-5617 FAX (078) 332-5650 受付時間 月～金曜日 9時～17時15分
兵庫県福祉サービス運営 適正化委員会	所在地 神戸市中央区坂口通2-1-1 兵庫県福祉センター内 電話番号 (078) 242-6868 FAX (078) 271-1709 受付時間 月～金曜日 10時～16時

10. サービス提供における事業者の義務

当施設では、ゲストに対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ゲストの生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ゲストの体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携します。(ゲストから聴取、確認します。)
- ③ゲストが受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに、要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
- ④ゲストに提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともに、ゲスト又は代理人の請求に応じて閲覧させ、複写物を交付します。
- ⑤ゲストに対する身体拘束その他行動を制限する行為を行いません。
ただし、ゲスト又は他のゲスト等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑥事業者及びサービス従事者又は従業員は、サービスを提供するにあたって知り得たゲスト又はご家族等に関する個人情報等を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。(守秘義務)
ただし、ゲストに緊急な医療上の必要性がある場合には、医療機関等にゲストの心身等の情報を提供いたします。

11. 損害賠償について

当施設において、事業者の責任によりゲストに生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。

ただし、その損害の発生について、ゲストに故意又は過失が認められる場合には、ゲストの置かれた心身の状況をくみ取り相当と認められる時に限り、事業者の損害賠償額を減じる場合があります。

12. サービス利用をやめる場合

契約の有効期間は、契約締結の日からゲストの要介護認定の有効期間満了日までですが、契約期間満了の2日前までにゲストから契約終了の申し入れがない場合には、契約は更に同じ条件で更新され、以後も同様となります。

契約期間中は、以下のような事由がない限り、継続してサービスを利用することができます。

- ①ゲストが死亡した場合
- ②要介護認定によりゲストの心身の状況が**非該当**と判定された場合
(ケアハウスとして引き続き入居は可能です。)
- ③入院後入院期間が90日を超える、又は超えると判断される場合。
- ④施設への入居契約が終了した場合
- ⑤事業者が破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ⑥施設の滅失や重大な毀損により、ゲストに対するサービスの提供が不可能になった場合
- ⑦当施設が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑧ゲストから解約又は契約解除の申し出があった場合（詳細は以下をご参照下さい。)
- ⑨事業者から契約解除を申し出た場合（詳細は以下をご参照下さい。)

(1) ゲストからの解約・契約解除の申し出

契約の有効期間であっても、ゲストから入居契約を解約することができます。その場合には、契約終了を希望する日の2ヶ月前までに解約届出書をご提出下さい。
ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②事業者若しくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める特定施設サービス・介護予防特定施設サービスを実施しない場合
- ③事業者若しくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ④事業者若しくはサービス従事者が故意又は過失によりゲストの身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続し難い重大な事情が認められる場合
- ⑤他の利用者がゲストの身体・財物・信用等を傷つけた場合若しくは傷つける恐れがある場合において、事業者が適切な対応をとらない場合

(2) 事業者からの契約解除の申し出

以下の事項に該当する場合には、本契約を解除させていただくことがあります。

- ①ゲストが、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合
- ②ゲストによる、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ゲストが、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従事者若しくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続し難い重大な事情を生じさせた場合

(3) 契約の終了に伴う援助

契約が終了する場合には、事業者はゲストの心身の状況、置かれている環境等を勘案し、必要な援助を行うよう努めます。